

30 高技管第 320 号  
平成 31 年 2 月 28 日

一般社団法人 高知県建設業協会会長 様

高知県土木部長

平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の  
運用（請負工事）に係る特例措置について

平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）は、平成 30 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で約 1.0%上昇しています。

については、下記のとおり特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

なお、特例措置の運用については、平成 30 年 3 月と同様です。

記

1. 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2 に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書第 58 条に基づき、旧労務単価による契約を新労務単価による契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2. 具体的な取扱い

- (1) 契約締結日が平成 31 年 3 月 1 日以降の工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、工期の末日が平成 31 年 4 月 1 日以降であるものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$  及び  $k$  は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

- (2) 契約締結日が平成 31 年 2 月 28 日以前の工事のうち、平成 31 年 3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、建設工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定を準用するものとする。（インフレスライド条項の準用）

(3) 契約締結日が平成 31 年 2 月 28 日以前の工事のうち、平成 31 年 3 月 1 日において工期の始期が到来しているものについては、建設工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定によるものとする。(インフレスライド条項)

(4) 本特例措置の運用方法等については、別紙「特例措置の運用について(請負工事)」によることとする。

## 特例措置の運用について（請負工事）

### 1 特例措置の運用手順

#### (1) 対象工事の受注者に通知（様式1）

対象工事の受注者に、特例措置の対象工事であることを発注者から**様式1**により通知（電子メール及び書面による。）する。

#### (2) 特例措置についての通知の受領（様式1）

通知を受けた受注者は、記名押印のうえ、速やかに受領書を発注者に提出（電子メール及び書面による。）する。

#### (3) 請負代金額の変更協議（様式2）

ア 受注者は、特例措置に基づく協議を請求する場合は、発注者に協議書を提出する。

イ 提出期限は、契約締結日の翌日から起算して14日以内とし、同日までに発注者に必着とする。

#### (4) 協議結果の通知（様式3）

発注者は、協議書の受理日の翌日から起算して14日以内に、その結果を受注者に通知する。

#### (5) 請負代金額の変更

協議が成立した場合は、本特例措置に基づく請負代金額の変更を行う。

なお、変更額の協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

様式 1

第 号  
平成 年 月 日

受注者 様

高知県知事 尾崎正直

平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る  
特例措置に基づく請負代金額の変更協議について（通知）

平成 年 月 日に契約を締結した下記の工事については、建設工事請負契約書第 58 条に基づき、「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用（請負工事）に係る特例措置について」（平成 31 年 2 月 28 日付け 30 高技管第 320 号）による請負代金額の変更をするための協議を請求することができます。

本特例措置による協議を請求する場合は、契約締結日の翌日から起算して 14 日以内に別紙様式 2 を提出してください。

なお、詳細については技術管理課ホームページを確認してください。

記

- |                |  |
|----------------|--|
| 1 工事番号         | 〇〇〇〇第〇〇号   |
| 2 工事名          | 〇〇〇〇工事   |
| 3 受領書の提出       | 本通知を受領した場合は、以下の受領書に必要事項を記載のうえ本様式を電子メール（〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇）（押印無でも可）で送信するとともに、郵送等により書面（押印入）を提出してください。                               |
| 4 特例措置の詳細（様式等） | 高知県土木部技術管理課ホームページ<br><a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/</a> |
| 5 問い合わせ先       | 〇〇土木事務所 担当：〇〇（TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）   |

受 領 書

上記、通知について、受領しました。

平成 年 月 日

住所  
会社名  
代表者名

様式2

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎正直 様

会社名

代表者名

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る  
特例措置に基づく請負代金額の変更について（協議）

下記の工事について、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用（請負工事）に係る特例措置について」（平成31年2月28日付け30高技管第320号）による請負代金額の変更を協議します。

記

1 工 事 番 号      ○○○○第○○号

2 工 事 名          ○○○○工事

様式 3

第 号  
平成 年 月 日

会社名  
代表者名

高知県知事 尾崎正直

平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る  
特例措置に基づく協議結果について（通知）

平成 年 月 日付けで協議があったことについて、下記のとおり通知します。

記

- 1 工 事 番 号 ○○○○第○○号
- 2 工 事 名 ○○○○工事
- 3 協 議 結 果 協議成立

【参考】 特例措置の適用に係る手順例

